

浜の活力再生プラン (第2期)

1 地域水産業再生委員会

組織名	福岡県有明海地区地域水産業再生委員会 (ID: 1133001)
代表者名	会長 坂田 純一

再生委員会の構成員	福岡有明海漁業協同組合連合会、大川市、柳川市、みやま市、大牟田市、福岡県漁業管理課、福岡県水産振興課、福岡県水産海洋技術センター有明海研究所
オブザーバー	

※再生委員会の規約及び推進体制の分かる資料を添付すること

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	福岡県有明海地域(大川市、柳川市、みやま市、大牟田市)のり養殖業(採貝、漁船漁業との兼業含む): 551名 採貝・漁船漁業: 44名
-------------------	---

※策定時点で対象となる漁業者数も記載すること



図 福岡県有明海地域浜プランの取り組み範囲 (□は漁協、●は支所)

2 地域の現状

(1) 地域の水産業を取り巻く現状等

福岡県有明海地域は、海岸線の長さ47km(大川市、柳川市、みやま市、大牟田市)、漁場面積172km²、干満の差が大きく広大な干潟があり、栄養塩に富んだ高い生産力を有する海域である。主な漁業種類はのり養殖業と広大な干潟域を利用した採貝漁業、刺し網漁業等の漁船漁業である。

しかし、近年では、漁場環境の変化により、漁獲不振や魚価安等非常に厳しい状況となっている。主幹産業であるのり養殖業でも、漁場生産力の低下、不安定な海況、生産コストの上昇、減退するのり消費量等多くの課題を抱えている。

(2) その他の関連する現状等

燃油の価格が高騰し高止まりの状態にある。漁業経費の増加が漁船漁業、のり養殖業の経営を圧迫している。さらに就業者の減少、漁業者の高齢化といった課題も浮かび上がっている。

3 活性化の取組方針

(1) 前期の浜の活力再生プランにかかる成果及び課題等

--

(2) 今期の浜の活力再生プランの基本方針

第1期浜プラン基本方針を継続しつつ、漁業者の経営安定と所得向上で持続的発展を目指し、地域の活性化を図る。

- ① 「福岡有明のり」の都市部や産地における直接販売やPRの促進
- ② 適正養殖可能数量の遵守
- ③ 漁業協同組合や漁場単位で養殖手法を統一し、のりの品質を向上
- ④ 貝類の天然採苗や親貝保護の取組みを強化し、資源づくりを促進
- ⑤ アサリの有利販売の推進
- ⑥ 有害生物の駆除や堆積物除去の取組みを促進し、干潟の漁場環境を保全
- ⑦ 種苗放流や資源管理を促進
- ⑧ 漁業経営セーフティネット構築事業の加入促進
- ⑨ 省燃油活動の推進

- ⑩ 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法の規定に基づき、漁業経営の改善に関する計画を作成し、県知事の認可を受け、認定漁業者となる
- ⑪ 加工機械の共同利用や省エネ化を促進し、生産コストを削減

(3) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

- 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示
 - ・ガザミ：6/1～6/15 のたも網その他のすくい網による採捕禁止
- 有明海ガザミ広域資源管理方針に基づく措置
 - ・抱卵ガザミの再放流又は一次畜養による産卵機会の確保
 - ・全甲幅長 12cm 以下及び軟甲ガザミの再放流
- 福岡県有明海ノリ漁場改善計画
 - ・適正養殖可能数量：ノリ網枚数 200,000 枚
 - ・活性処理剤の使用量の削減に努める

※プランの取組に関連する漁業調整規則や漁業調整委員会指示等について記載する。

(4) 具体的な取組内容（年度ごとに数値目標とともに記載）

1年目（平成31年度） 所得2%向上

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>① 「福岡有明のり」の都市部や産地における直接販売やPRの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、のりの買い付けから商品販売までを一手に引き受けている商社主導の販売体制だけでは、生産者側が意図するようなブランド力や販売収益の向上にはつながりにくい状況であり、漁連自らが販売できる体制の確立を目指すものとする。そのために、のりの販売会社を立ち上げるなど直接販売の形態を開始し、更なる認知度向上、販売拡大に取り組む。 ・ これまでの商社まかせの販売体制から、自らが生産したのりの品質を評価し販売方法を考案できる体制づくりの基礎として、販売会社の立上げおよび漁連が入札に参画できる権利の取得を検討する。 ・ 県内の学校給食での米飯給食とタイアップしたのりの消費拡大。 ・ 品質の向上に取組み、「福岡有明のり」の高級贈答用のりをブランド商品として確立する。 ・ 観光、商工団体等との連携を図り、観光客への「福岡有明のり」の提供等、新たな販路を開拓する戦略的な取組みを推進する。 ・ 女性活躍のための実践活動支援事業を活用することで、女性の視点を取り入れた加工品の開発や販売事業の取組における女性の参画を推進し、漁業所得の向上を図る。 <p>② 適正養殖可能数量の遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ のり養殖が漁場の生産力を適正に利用し、安定的・持続的な生産を可能にすることを目標に、のり網枚数を漁場全体で 200,000 枚以内とする。 <p>③ 漁業協同組合や漁場単位で養殖手法を統一し、のりの品質を向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養塩や塩分、潮位等の海の環境やのりの状態を調査等で把握し、適切な養殖管理を全体に徹底することで、のりの安定生産や品質向上を図る。 <p>④ 貝類の天然採苗や親貝保護の取組みを強化し、資源づくりを促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アサリ、サルボウの天然採苗、垂下式育成技術を用い、浮遊幼生の発生を促し、定着後の効果的な管理を実施することにより資源増大を図る。 ・ 二枚貝資源緊急増殖対策事業を活用し、漁連は、県と協力して二枚貝資源を
---------------------	--

	<p>増大させる手法を確立し、漁業者の所得向上を図る。</p> <p>⑤ アサリの有利販売の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徹底したサイズ選別など付加価値向上対策を行うとともに、入札による共同販売を行い、単価向上を図る。 <p>⑥ 有害生物の駆除や堆積物除去の取組みを促進し、干潟の漁場環境を保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害生物漁業被害防止総合対策事業を活用し、有害生物（ナルトビエイ）を駆除することで漁業被害を軽減し、貝類の資源維持増大を図るとともに、漁業者の経営の安定化を図る。 ・漂流漂着物、堆積物の除去を行うことにより、水産資源の生育環境及び水質の改善や生物多様性の保全を図る。 <p>⑦ 種苗放流や資源管理を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種苗放流や資源管理に積極的に取組むことにより資源の増大を図る。 <p>○ その他の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜の活力再生・成長促進交付金を活用し、浜プランの取組内容の見直しや共同利用施設等の整備、密漁防止対策等について、随時検討する。 ・漁業人材育成総合支援事業を活用することで、後継者の育成に努めるとともに、県の新規就業セミナー等を活用して新規漁業就業者の確保を図る。 ・水産業革新的技術導入・安全対策推進事業を活用し、漁業現場において革新的な省エネ・省コスト・省力化技術及び安全対策技術を円滑に導入するため、これら技術の実証試験等を行う。 ・水産物供給基盤機能保全事業を活用し、保全整備を実施することで、漁業者の安全な操業を図る。 ・漁港施設機能強化事業を活用し、機能診断及び機能強化対策を実施することで漁業者の安全な操業を図る。
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>⑧ 漁業経営セーフティネット構築事業の加入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業経営セーフティネット構築事業への加入促進。 <p>⑨ 省燃油活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な船底清掃等による省燃油活動の推進、実施。 <p>⑩ 漁業経営の改善に関する計画を作成し、認定漁業者となる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経費支出項目の分析と点検により過剰経費を明確化し、効率的な生産体制を構築することで経費の節減と営業利益の増加を図る。 ・漁業者は、漁業者保証円滑化対策事業及び漁業経営基盤強化金融支援事業を活用することにより、積極的な設備投資を行い、漁労作業の安全性の確保や生産性の向上を図る。 <p>⑪ 加工機械の共同利用や省エネ化を促進し、生産コストを削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協業化を推進し、加工設備等の共同購入、共同使用による経費の削減、のり

	<p>の品質の維持向上に努める。協業化参加戸数を前年度から4～10戸増加させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・のり流通の効率化、円滑化を図るため、共同利用施設の再整備に向けた検討を行う。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業者保証円滑化対策事業（国） ・浜の活力再生・成長促進交付金（国） ・漁業人材育成総合支援事業（国） ・生産海域等モニタリング体制整備事業（国） ・女性活躍のための実践活動支援事業（国） ・水産業革新的技術導入・安全対策推進事業（国） ・有害生物漁業被害防止総合対策事業（国） ・二枚貝資源緊急増殖対策事業（国） ・水産物供給基盤機能保全事業（国） ・漁港施設機能強化事業（国）

2年目（2020年度） 所得4%向上

漁業収入向上のための取組	<p>① 「福岡有明のり」の都市部や産地における直接販売やPRの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、のりの買い付けから商品販売までを一手に引き受けている商社主導の販売体制だけでは、生産者側が意図するようなブランド力や販売収益の向上にはつながりにくい状況であり、漁連自らが販売できる体制の確立を目指すものとする。そのために、のりの販売会社を立ち上げるなど直接販売の形態を開始し、更なる認知度向上、販売拡大に取り組む。 ・これまでの商社まかせの販売体制から、自らが生産したのりの品質を評価し販売方法を考案できる体制づくりの基礎として、販売会社の立上げおよび漁連が入札に参画できる権利の取得を検討する。 ・県内の学校給食での米飯給食とタイアップしたのりの消費拡大。 ・品質の向上に取組み、「福岡有明のり」の高級贈答用のりをブランド商品として確立する。 ・観光、商工団体等との連携を図り、観光客への「福岡有明のり」の提供等、新たな販路を開拓する戦略的な取組みを推進する。 ・女性活躍のための実践活動支援事業を活用することで、女性の視点を取り入れた加工品の開発や販売事業の取組における女性の参画を推進し、漁業所得の向上を図る。 <p>② 適正養殖可能数量の遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・のり養殖が漁場の生産力を適正に利用し、安定的・持続的な生産を可能にすることを目標に、のり網枚数を漁場全体で200,000枚以内とする。 <p>③ 漁業協同組合や漁場単位で養殖手法を統一し、のりの品質を向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養塩や塩分、潮位等の海の環境やのりの状態を調査等で把握し、適切な養殖管理を全体に徹底することで、のりの安定生産や品質向上を図る。 <p>④ 貝類の天然採苗や親貝保護の取組みを強化し、資源づくりを促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アサリ、サルボウの天然採苗、垂下式育成技術を用い、浮遊幼生の発生を促し、定着後の効果的な管理を実施することにより資源増大を図る。 ・二枚貝資源緊急増殖対策事業を活用し、漁連は、県と協力して二枚貝資源を
--------------	--

	<p>増大させる手法を確立し、漁業者の所得向上を図る。</p> <p>⑤ アサリの有利販売の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徹底したサイズ選別など付加価値向上対策を行うとともに、入札による共同販売を行い、単価向上を図る。 <p>⑥ 有害生物の駆除や堆積物除去の取組みを促進し、干潟の漁場環境を保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害生物漁業被害防止総合対策事業を活用し、有害生物（ナルトビエイ）を駆除することで漁業被害を軽減し、貝類の資源維持増大を図るとともに、漁業者の経営の安定化を図る。 ・漂流漂着物、堆積物の除去を行うことにより、水産資源の生育環境及び水質の改善や生物多様性の保全を図る。 <p>⑦ 種苗放流や資源管理を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種苗放流や資源管理に積極的に取組むことにより資源の増大を図る。 <p>○ その他の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜の活力再生・成長促進交付金を活用し、浜プランの取組内容の見直しや共同利用施設等の整備、密漁防止対策等について、随時検討する。 ・漁業人材育成総合支援事業を活用することで、後継者の育成に努めるとともに、県の新規就業セミナー等を活用して新規漁業就業者の確保を図る。 ・水産業革新的技術導入・安全対策推進事業を活用し、漁業現場において革新的な省エネ・省コスト・省力化技術及び安全対策技術を円滑に導入するため、これら技術の実証試験等を行う。 ・水産物供給基盤機能保全事業を活用し、保全整備を実施することで、漁業者の安全な操業を図る。 ・漁港施設機能強化事業を活用し、機能診断及び機能強化対策を実施することで漁業者の安全な操業を図る。
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>⑧ 漁業経営セーフティネット構築事業の加入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業経営セーフティネット構築事業への加入促進。 <p>⑨ 省燃油活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な船底清掃等による省燃油活動の推進、実施。 <p>⑩ 漁業経営の改善に関する計画を作成し、認定漁業者となる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経費支出項目の分析と点検により過剰経費を明確化し、効率的な生産体制を構築することで経費の節減と営業利益の増加を図る。 ・漁業者は、漁業者保証円滑化対策事業及び漁業経営基盤強化金融支援事業を活用することにより、積極的な設備投資を行い、漁労作業の安全性の確保や生産性の向上を図る。 <p>⑪ 加工機械の共同利用や省エネ化を促進し、生産コストを削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協業化を推進し、加工設備等の共同購入、共同使用による経費の削減、のり

	<p>の品質の維持向上に努める。協業化参加戸数を前年度から4～10戸増加させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・のり流通の効率化、円滑化を図るため、共同利用施設の再整備に向けた検討を行う。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業者保証円滑化対策事業（国） ・浜の活力再生・成長促進交付金（国） ・漁業人材育成総合支援事業（国） ・生産海域等モニタリング体制整備事業（国） ・女性活躍のための実践活動支援事業（国） ・水産業革新的技術導入・安全対策推進事業（国） ・有害生物漁業被害防止総合対策事業（国） ・二枚貝資源緊急増殖対策事業（国） ・水産物供給基盤機能保全事業（国） ・漁港施設機能強化事業（国）

3年目（2021年度） 所得6%向上

漁業収入向上のための取組	<p>①「福岡有明のり」の都市部や産地における直接販売やPRの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、のりの買い付けから商品販売までを一手に引き受けている商社主導の販売体制だけでは、生産者側が意図するようなブランド力や販売収益の向上にはつながりにくい状況であり、漁連自らが販売できる体制の確立を目指すものとする。そのために、のりの販売会社を立ち上げるなど直接販売の形態を開始し、更なる認知度向上、販売拡大に取り組む。 ・これまでの商社まかせの販売体制から、自らが生産したのりの品質を評価し販売方法を考案できる体制づくりの基礎として、販売会社の立上げおよび漁連が入札に参画できる権利の取得を検討する。 ・県内の学校給食での米飯給食とタイアップしたのりの消費拡大。 ・品質の向上に取組み、「福岡有明のり」の高級贈答用のりをブランド商品として確立する。 ・観光、商工団体等との連携を図り、観光客への「福岡有明のり」の提供等、新たな販路を開拓する戦略的な取組みを推進する。 ・女性活躍のための実践活動支援事業を活用することで、女性の視点を取り入れた加工品の開発や販売事業の取組における女性の参画を推進し、漁業所得の向上を図る。 <p>② 適正養殖可能数量の遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・のり養殖が漁場の生産力を適正に利用し、安定的・持続的な生産を可能にすることを目標に、のり網枚数を漁場全体で200,000枚以内とする。 <p>③ 漁業協同組合や漁場単位で養殖手法を統一し、のりの品質を向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養塩や塩分、潮位等の海の環境やのりの状態を調査等で把握し、適切な養殖管理を全体に徹底することで、のりの安定生産や品質向上を図る。 <p>④ 貝類の天然採苗や親貝保護の取組みを強化し、資源づくりを促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アサリ、サルボウの天然採苗、垂下式育成技術を用い、浮遊幼生の発生を促し、定着後の効果的な管理を実施することにより資源増大を図る。
--------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・二枚貝資源緊急増殖対策事業を活用し、漁連は、県と協力して二枚貝資源を増大させる手法を確立し、漁業者の所得向上を図る。 ⑤ アサリの有利販売の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・徹底したサイズ選別など付加価値向上対策を行うとともに、入札による共同販売を行い、単価向上を図る。 ⑥ 有害生物の駆除や堆積物除去の取組みを促進し、干潟の漁場環境を保全 <ul style="list-style-type: none"> ・有害生物漁業被害防止総合対策事業を活用し、有害生物（ナルトビエイ）を駆除することで漁業被害を軽減し、貝類の資源維持増大を図るとともに、漁業者の経営の安定化を図る。 ・漂流漂着物、堆積物の除去を行うことにより、水産資源の生育環境及び水質の改善や生物多様性の保全を図る。 ⑦ 種苗放流や資源管理を促進 <ul style="list-style-type: none"> ・種苗放流や資源管理に積極的に取組むことにより資源の増大を図る。 ○ その他の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・浜の活力再生・成長促進交付金を活用し、浜プランの取組内容の見直しや共同利用施設等の整備、密漁防止対策等について、随時検討する。 ・漁業人材育成総合支援事業を活用することで、後継者の育成に努めるとともに、県の新規就業セミナー等を活用して新規漁業就業者の確保を図る。 ・水産業革新的技術導入・安全対策推進事業を活用し、漁業現場において革新的な省エネ・省コスト・省力化技術及び安全対策技術を円滑に導入するため、これら技術の実証試験等を行う。 ・水産物供給基盤機能保全事業を活用し、保全整備を実施することで、漁業者の安全な操業を図る。 ・漁港施設機能強化事業を活用し、機能診断及び機能強化対策を実施することで漁業者の安全な操業を図る。
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ⑧ 漁業経営セーフティネット構築事業の加入促進 <ul style="list-style-type: none"> ・漁業経営セーフティネット構築事業への加入促進。 ⑨ 省燃油活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な船底清掃等による省燃油活動の推進、実施。 ⑩ 漁業経営の改善に関する計画を作成し、認定漁業者となる <ul style="list-style-type: none"> ・経費支出項目の分析と点検により過剰経費を明確化し、効率的な生産体制を構築することで経費の節減と営業利益の増加を図る。 ・漁業者は、漁業者保証円滑化対策事業及び漁業経営基盤強化金融支援事業を活用することにより、積極的な設備投資を行い、漁労作業の安全性の確保や生産性の向上を図る。 ⑪ 加工機械の共同利用や省エネ化を促進し、生産コストを削減

	<ul style="list-style-type: none"> ・協業化を推進し、加工設備等の共同購入、共同使用による経費の削減、のりの品質の維持向上に努める。協業化参加戸数を前年度から4～10戸増加させる。 ・のり流通の効率化、円滑化を図るため、共同利用施設の再整備に向けた検討を行う。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業者保証円滑化対策事業（国） ・浜の活力再生・成長促進交付金（国） ・漁業人材育成総合支援事業（国） ・生産海域等モニタリング体制整備事業（国） ・女性活躍のための実践活動支援事業（国） ・水産業革新的技術導入・安全対策推進事業（国） ・有害生物漁業被害防止総合対策事業（国） ・二枚貝資源緊急増殖対策事業（国） ・水産物供給基盤機能保全事業（国） ・漁港施設機能強化事業（国）

4年目（2022年度） 所得8%向上

漁業収入向上のための取組	<p>① 「福岡有明のり」の都市部や産地における直接販売やPRの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、のりの買い付けから商品販売までを一手に引き受けている商社主導の販売体制だけでは、生産者側が意図するようなブランド力や販売収益の向上にはつながりにくい状況であり、漁連自らが販売できる体制の確立を目指すものとする。そのために、のりの販売会社を立ち上げるなど直接販売の形態を開始し、更なる認知度向上、販売拡大に取り組む。 ・これまでの商社まかせの販売体制から、自らが生産したのりの品質を評価し販売方法を考案できる体制づくりの基礎として、販売会社の立上げおよび漁連が入札に参画できる権利の取得を検討する。 ・県内の学校給食での米飯給食とタイアップしたのりの消費拡大。 ・品質の向上に取組み、「福岡有明のり」の高級贈答用のりをブランド商品として確立する。 ・観光、商工団体等との連携を図り、観光客への「福岡有明のり」の提供等、新たな販路を開拓する戦略的な取組みを推進する。 ・女性活躍のための実践活動支援事業を活用することで、女性の視点を取り入れた加工品の開発や販売事業の取組における女性の参画を推進し、漁業所得の向上を図る。 <p>② 適正養殖可能数量の遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・のり養殖が漁場の生産力を適正に利用し、安定的・持続的な生産を可能にすることを目標に、のり網枚数を漁場全体で200,000枚以内とする。 <p>③ 漁業協同組合や漁場単位で養殖手法を統一し、のりの品質を向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養塩や塩分、潮位等の海の環境やのりの状態を調査等で把握し、適切な養殖管理を全体に徹底することで、のりの安定生産や品質向上を図る。 <p>④ 貝類の天然採苗や親貝保護の取組みを強化し、資源づくりを促進</p>
--------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・アサリ、サルボウの天然採苗、垂下式育成技術を用い、浮遊幼生の発生を促し、定着後の効果的な管理を実施することにより資源増大を図る。 ・二枚貝資源緊急増殖対策事業を活用し、漁連は、県と協力して二枚貝資源を増大させる手法を確立し、漁業者の所得向上を図る。 <p>⑤ アサリの有利販売の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徹底したサイズ選別など付加価値向上対策を行うとともに、入札による共同販売を行い、単価向上を図る。 <p>⑥ 有害生物の駆除や堆積物除去の取組みを促進し、干潟の漁場環境を保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害生物漁業被害防止総合対策事業を活用し、有害生物（ナルトビエイ）を駆除することで漁業被害を軽減し、貝類の資源維持増大を図るとともに、漁業者の経営の安定化を図る。 ・漂流漂着物、堆積物の除去を行うことにより、水産資源の生育環境及び水質の改善や生物多様性の保全を図る。 <p>⑦ 種苗放流や資源管理を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種苗放流や資源管理に積極的に取組むことにより資源の増大を図る。 <p>○ その他の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜の活力再生・成長促進交付金を活用し、浜プランの取組内容の見直しや共同利用施設等の整備、密漁防止対策等について、随時検討する。 ・漁業人材育成総合支援事業を活用することで、後継者の育成に努めるとともに、県の新規就業セミナー等を活用して新規漁業就業者の確保を図る。 ・水産業革新的技術導入・安全対策推進事業を活用し、漁業現場において革新的な省エネ・省コスト・省力化技術及び安全対策技術を円滑に導入するため、これら技術の実証試験等を行う。 ・水産物供給基盤機能保全事業を活用し、保全整備を実施することで、漁業者の安全な操業を図る。 ・漁港施設機能強化事業を活用し、機能診断及び機能強化対策を実施することで漁業者の安全な操業を図る。
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>⑧ 漁業経営セーフティネット構築事業の加入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業経営セーフティネット構築事業への加入促進。 <p>⑨ 省燃油活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な船底清掃等による省燃油活動の推進、実施。 <p>⑩ 漁業経営の改善に関する計画を作成し、認定漁業者となる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経費支出項目の分析と点検により過剰経費を明確化し、効率的な生産体制を構築することで経費の節減と営業利益の増加を図る。 ・漁業者は、漁業者保証円滑化対策事業及び漁業経営基盤強化金融支援事業を活用することにより、積極的な設備投資を行い、漁労作業の安全性の確保や生産性の向上を図る。

	<p>⑪ 加工機械の共同利用や省エネ化を促進し、生産コストを削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協業化を推進し、加工設備等の共同購入、共同使用による経費の削減、のりの品質の維持向上に努める。協業化参加戸数を前年度から4～10戸増加させる。 ・のり流通の効率化、円滑化を図るため、共同利用施設の再整備に向けた検討を行う。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業者保証円滑化対策事業（国） ・浜の活力再生・成長促進交付金（国） ・漁業人材育成総合支援事業（国） ・生産海域等モニタリング体制整備事業（国） ・女性活躍のための実践活動支援事業（国） ・水産業革新的技術導入・安全対策推進事業（国） ・有害生物漁業被害防止総合対策事業（国） ・二枚貝資源緊急増殖対策事業（国） ・水産物供給基盤機能保全事業（国） ・漁港施設機能強化事業（国）

5年目（2023年度） 所得10%向上

漁業収入向上のための取組	<p>① 「福岡有明のり」の都市部や産地における直接販売やPRの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、のりの買い付けから商品販売までを一手に引き受けている商社主導の販売体制だけでは、生産者側が意図するようなブランド力や販売収益の向上にはつながりにくい状況であり、漁連自らが販売できる体制の確立を目指すものとする。そのために、のりの販売会社を立ち上げるなど直接販売の形態を開始し、更なる認知度向上、販売拡大に取り組む。 ・これまでの商社まかせの販売体制から、自らが生産したのりの品質を評価し販売方法を考案できる体制づくりの基礎として、販売会社の立上げおよび漁連が入札に参画できる権利の取得を検討する。 ・県内の学校給食での米飯給食とタイアップしたのりの消費拡大。 ・品質の向上に取組み、「福岡有明のり」の高級贈答用のりをブランド商品として確立する。 ・観光、商工団体等との連携を図り、観光客への「福岡有明のり」の提供等、新たな販路を開拓する戦略的な取組みを推進する。 ・女性活躍のための実践活動支援事業を活用することで、女性の視点を取り入れた加工品の開発や販売事業の取組における女性の参画を推進し、漁業所得の向上を図る。 <p>② 適正養殖可能数量の遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・のり養殖が漁場の生産力を適正に利用し、安定的・持続的な生産を可能にすることを目標に、のり網枚数を漁場全体で200,000枚以内とする。 <p>③ 漁業協同組合や漁場単位で養殖手法を統一し、のりの品質を向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養塩や塩分、潮位等の海の環境やのりの状態を調査等で把握し、適切な養殖管理を全体に徹底することで、のりの安定生産や品質向上を図る。
--------------	--

	<p>④ 貝類の天然採苗や親貝保護の取組みを強化し、資源づくりを促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アサリ、サルボウの天然採苗、垂下式育成技術を用い、浮遊幼生の発生を促し、定着後の効果的な管理を実施することにより資源増大を図る。 ・二枚貝資源緊急増殖対策事業を活用し、漁連は、県と協力して二枚貝資源を増大させる手法を確立し、漁業者の所得向上を図る。 <p>⑤ アサリの有利販売の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徹底したサイズ選別など付加価値向上対策を行うとともに、入札による共同販売を行い、単価向上を図る。 <p>⑥ 有害生物の駆除や堆積物除去の取組みを促進し、干潟の漁場環境を保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害生物漁業被害防止総合対策事業を活用し、有害生物（ナルトビエイ）を駆除することで漁業被害を軽減し、貝類の資源維持増大を図るとともに、漁業者の経営の安定化を図る。 ・漂流漂着物、堆積物の除去を行うことにより、水産資源の生育環境及び水質の改善や生物多様性の保全を図る。 <p>⑦ 種苗放流や資源管理を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種苗放流や資源管理に積極的に取組むことにより資源の増大を図る。 <p>○ その他の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜の活力再生・成長促進交付金を活用し、浜プランの取組内容の見直しや共同利用施設等の整備、密漁防止対策等について、随時検討する。 ・漁業人材育成総合支援事業を活用することで、後継者の育成に努めるとともに、県の新規就業セミナー等を活用して新規漁業就業者の確保を図る。 ・水産業革新的技術導入・安全対策推進事業を活用し、漁業現場において革新的な省エネ・省コスト・省力化技術及び安全対策技術を円滑に導入するため、これら技術の実証試験等を行う。 ・水産物供給基盤機能保全事業を活用し、保全整備を実施することで、漁業者の安全な操業を図る。 ・漁港施設機能強化事業を活用し、機能診断及び機能強化対策を実施することで漁業者の安全な操業を図る。
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>⑧ 漁業経営セーフティネット構築事業の加入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業経営セーフティネット構築事業への加入促進。 <p>⑨ 省燃油活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な船底清掃等による省燃油活動の推進、実施。 <p>⑩ 漁業経営の改善に関する計画を作成し、認定漁業者となる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経費支出項目の分析と点検により過剰経費を明確化し、効率的な生産体制を構築することで経費の節減と営業利益の増加を図る。 ・漁業者は、漁業者保証円滑化対策事業及び漁業経営基盤強化金融支援事業を活用することにより、積極的な設備投資を行い、漁労作業の安全性の確保や

	<p>生産性の向上を図る。</p> <p>⑪ 加工機械の共同利用や省エネ化を促進し、生産コストを削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協業化を推進し、加工設備等の共同購入、共同使用による経費の削減、のりの品質の維持向上に努める。協業化参加戸数を前年度から4～10戸増加させる。 ・のり流通の効率化、円滑化を図るため、共同利用施設の再整備に向けた検討を行う。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業者保証円滑化対策事業（国） ・浜の活力再生・成長促進交付金（国） ・漁業人材育成総合支援事業（国） ・生産海域等モニタリング体制整備事業（国） ・女性活躍のための実践活動支援事業（国） ・水産業革新的技術導入・安全対策推進事業（国） ・有害生物漁業被害防止総合対策事業（国） ・二枚貝資源緊急増殖対策事業（国） ・水産物供給基盤機能保全事業（国） ・漁港施設機能強化事業（国）

（5）関係機関との連携

<p>産・学・官・民連携による、のりの食品としての活用拡大を図る新商品開発、未利用資源の有効利用、作業の効率化を図る新機器の研究を推進する。</p> <p>観光・商工団体等の各種団体と連携を図り、6次産業化の取組みを進め、新たな市場を開拓するなど戦略的な販売を推進する。</p>

4 目標

（1）所得目標

漁業所得の向上10%以上	基準年	平成25～29年度の平均：漁業所得	千円
	目標年	平成35年度：漁業所得	千円

（2）上記の算出方法及びその妥当性

<p>構成員の水揚げ金額（A）、経費（B）および減価償却費（C）を確定申告書を参考に算出し、水揚げ金額（A）から総経費（B+C）を控除した額を所得額とし、25年から29年度までの5か年平均を採用した。</p> <p>所得額＝水揚げ金額（A）－経費（B）－減価償却費（C）</p> <p>なお、所得額の算出にあたっては、構成員10名の平均を採用した。</p>
--

※算出の根拠及びその方法等について詳細に記載し、必要があれば資料を添付すること。

（3）所得目標以外の成果目標

のり販売量(自社のブランド)	基準年	平成29年度：販売額	万円
----------------	-----	------------	----

の増加	目標年	平成35年度：販売額	万円
協業化参加戸数	基準年	平成29年度：63戸	
	目標年	平成35年度：100戸	

(4) 上記の算出方法及びその妥当性

<p>○のり販売量(自社ブランド)の増加</p> <p>自社で販売できる直接販売の形態を開始することにより、平成29年度の販売量を基準として、基準年より20%増加させることを目標とした。</p> <p>○協業化参加戸数</p> <p>平成29年度時点の参加戸数を基準とし、毎年1～2施設の共同加工施設の整備を行うこととしている。1施設は4から6戸の参加が見込まれることから目標を100戸とした。</p>

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
漁業者保証円滑化対策事業	積極的な設備投資を行い、漁労作業の安全性の確保や生産性の向上を図る。
浜の活力再生・成長促進交付金	浜プランの取組内容の見直しや共同利用施設等の整備、密漁防止対策等を行い、漁業所得の向上を図る。
漁業人材育成総合支援事業	後継者の育成に努めるとともに、県の新規就業セミナー等を活用して新規漁業就業者の確保を図る。
女性活躍のための実践活動支援事業	女性の視点を取り入れ加工品の開発や販売事業の取り組みにおける女性の参画を推進し、漁業所得の向上を図る。
水産業革新的技術導入・安全対策推進事業	漁業現場において革新的な省エネ・省コスト・省力化技術及び安全対策技術を円滑に導入するため、これら技術の実証試験等を行う。
有害生物漁業被害防止総合対策事業	有害生物(ナルトビエイ)を駆除することで漁業被害を軽減し、貝類の資源維持増大を図るとともに、漁業者の経営の安定化を図る。
二枚貝資源緊急増殖対策事業	二枚貝資源を増大させる手法を確立し、漁業所得の向上を図る。
水産物供給基盤機能保全事業	漁港の機能保全計画を策定し、計画に基づき保全事業を実施することで、漁業者の安全な操業を図る。
漁港施設機能強化事業	漁港の耐震耐津波機能診断を行い、必要に応じて機能強化対策を実施することで、漁業者の安全な操業を図る。

※関連事業には、活用を予定している国(水産庁以外を含む)、地方公共団体等の補助金・基金等を記載。ただし、本欄への記載をもって、事業の活用を確約するものではない。

※具体的な事業名が記載できない場合は、「事業名」は「未定」とし、「事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性」のみ記載する。